

長浜市森林ディレクション審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成 25 年長浜市条例第 27 号）第6条の規定に基づき、長浜市森林ディレクション審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 長浜市の森林施策の基本方針、計画策定及び進捗管理に関すること。
- (3) その他長浜市の森づくりに関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 森林関係機関の推薦を受けた者
 - (3) 関係団体の推薦を受けた者
 - (4) 公募市民
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する者がこれにあたる。
- 3 部会長は、専門部会を総括する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、産業観光部北部産業振興課森林田園整備課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。